

番 号：諮問第167号

答申日：平成31年3月20日

## 答 申

### 第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った部分開示決定は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成27年8月7日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、異議申立人に対し、本件開示請求に対する対象公文書を「第105回情報公開審査会会議録」と特定し、一部を開示する部分開示決定を行い、開示しない部分及び当該部分を開示しない理由を次のとおり記載して、平成27年8月24日付け総第08070004号で異議申立人に通知した。
  - (1) 開示しない部分  
個人の氏名、所有地の地番、職業が特定される記載、役職及び所属団体（公にされたものを除く。）、同意書の日付並びに存否応答拒否についての実施機関の主張
  - (2) 開示しない理由  
条例第7条第2号該当  
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため
- 3 異議申立人は、平成27年8月29日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定によ

り、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての内容要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、すべての開示を求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関が「開示しない部分」として記載しているものの中には、重大な条例違反がある。
- (2) 実施機関は開示しない理由を条例第7条第2号該当としているが、同号には当たらない土地情報が含まれている。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書及び異議申立てに対する理由説明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

第105回情報公開審査会では、諮問第67号に関する実施機関からの説明及び意見聴取が行われている。会議録中、個人の氏名（公にされたものを除く。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号により非開示となるものである。

会議録中所有地の地番、職業が特定される記載、役職及び所属団体（公にされたものを除く。）、同意書の日付並びに存否応答拒否についての実施機関の主張については、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである場合は、条例第7条第2号により非開示となるものであり、非開示決定を行った。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

### 2 対象公文書について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、異議申立人は平成23年12月16日に開催された第105回情報公開審査会の会議録を求めていると認められる。

実施機関は、非開示とした部分を条例第7条第2号に該当するとして、部分開示決定を行った本件処分を妥当としていることから、本件処分の妥当性について検討する。

### 3 本件処分の妥当性について

条例第7条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、原則として開示しない旨規定している。

ただし、同号ただし書アにおいては法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を、同号ただし書イにおいては人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を、同号ただし書ウにおいては当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を非開示情報から除いている。

よって、当審査会では、会議録についてインカメラ審理を行い、非開示とされた部分ごとに検討を行った。

#### (1) 個人の氏名（公にされたものを除く。）

個人の氏名は、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に該当する。

また、これらの情報については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報でもなく、また、公務員等の職務遂行情報でもないことから、同号ただし書アからウのいずれにも該当しない。

よって、個人の氏名は条例第7条第2号に該当すると認められる。

- (2) 所有地の地番、職業が特定される記載、役職及び所属団体（公にされたものを除く。）、同意書の日付

会議録中非開示とされたこれらの情報が開示されると(1)で非開示とした個人の氏名を識別することができることとなり、条例第7条第2号本文に該当する。

異議申立人は、「土地情報」に該当する情報があると主張しているが、条例第7条第2号は、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む」ものであり、土地情報であっても特定の個人を識別することができることとなるものは、条例第7条第2号本文に該当する。

また、これらの情報については、同号ただし書アからウのいずれにも該当しない。

よって、所有地の地番、職業が特定される記載、役職及び所属団体（公にされたものを除く。）、同意書の日付は、条例第7条第2号に該当すると認められる。

- (3) 存否応答拒否についての実施機関の主張

会議録には、諮問第67号に関し、存否応答拒否を行った実施機関の主張が記載されていることが確認できる。

存否応答拒否は、開示請求に係る公文書が具体的にありかないかにかかわらず、開示請求された公文書の存否について回答すれば、非開示情報を開示することとなる場合に行うことができる。

諮問第67号答申において、当審査会は、実施機関が存否応答拒否を行った処分について、個人に関する情報であり、条例第7条第2号に規定される非開示情報に該当し、同号ただし書アからウのいずれにも該当しないことから、実施機関が文書が存在しているか否かを答えるだけで上記非開示情報を開示することとなるので実施機関の処分は妥当と判断している。そうすると、この処分の理由となった実施機関の主張についても、これを明らかにすれば存否応答拒否として保護した個人情報を開示することとなるから、本件においても、当審査会は諮問第67号と同様に同号に規定される非開示情報に該当すると判断する。

よって、存否応答拒否についての実施機関の主張は、条例第7条第2号に該当すると認められる。

以上から、実施機関が「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等によ

り特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」として部分開示決定を行った本件処分は妥当である。

#### 4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
平成 27 年 9 月 29 日	○諮問（実施機関）
平成 27 年 10 月 22 日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成 29 年 3 月 16 日	○審議
平成 29 年 4 月 25 日	○審議
平成 30 年 7 月 3 日	○審議
平成 30 年 8 月 30 日	○異議申立人からの意見の聴取
平成 31 年 3 月 6 日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 27 年 8 月 7 日	第 105 回情報公開審査会会議録について第 7 条規定に基づく情報の開示。